

情報公開審査会答申の概要

答申第 975 号（諮問第 1484 号、第 1486 号及び第 1551 号）

件名：市民の苦情、要望に対する文書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 1 月 16 日、同年 4 月 14 日及び同年 8 月 14 日

2 原処分

平成 27 年 2 月 3 日、同年 7 月 28 日及び同年 8 月 28 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 5 欄に掲げる部分を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 2 月 16 日、同年 8 月 3 日及び同月 31 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 7 月 28 日及び平成 30 年 3 月 27 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 5 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以降も同様とする。）及び文書 2 は、平成 26 年度の愛知芸術文化センター愛知県美術館（以下「県美術館」という。）企画展「これからの写真展」において、一部作品の展示方法に対する警察の指導を踏まえ、展示方法の変更を行った際に作成された文書である。

文書 3 及び文書 4 は、第 16 回障害者芸術・文化祭実行委員会の第 1 回及び第 2 回幹事会にて配付された資料である。

文書 5 は、平成 25 年度及び平成 26 年度において、県美術館に対する苦情又は要望があった際に作成された文書及び記録である

実施機関は、これらの文書のうち別表の 5 欄に掲げる部分を条例第 7 条第 2 号に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 諮問第 1484 号について

当審査会において文書 1 及び文書 2 の内容を確認したところ、開示しないこととした個人の氏名に関する部分には、愛知県警察本部保安課係長及び新聞記者の氏名が記載されていることが認められた。これらは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則第 3 条の 2 に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハの適用を除外されている。実施機関によれば、愛知県警察本部保安課係長は、公務員であるが警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員であるため、同号ただし書ハに該当しない。新聞記者は公務員ではないため、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、愛知県警察本部保安課係長及び新聞記者の氏名が同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、開示しないこととした個人の氏名に関する部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 諮問第 1486 号について

当審査会において文書 3 及び文書 4 において個人の氏名として不開示とした部分を見分したところ、第 16 回障害者芸術・文化祭実行委員会の

第 1 回及び第 2 回幹事会の代理出席者の氏名及び役職が記載されていることが認められた。

代理出席者の氏名及び役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

実施機関によれば、開示請求があった当時、幹事の氏名等についてはウェブページ上で公開していたが、代理出席者の氏名及び役職については公開していなかったとのことである。そのため、代理出席者の氏名及び役職は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。さらに、当該個人は民間団体の職員であって公務員ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、代理出席者の氏名及び役職は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ 諮問第 1551 号について

異議申立人は、異議申立書に「（意見書、及び手紙のみ）」と記載していることから、文書 5 にかかる異議申立ての対象となる部分は、開示しないこととした部分のうち個人からの意見書及び手紙であると解される。

当審査会において文書 5 のうち個人からの意見書及び手紙として不開示とした部分を見分したところ、そこには作成者自身の体験に基づく思いや心情等が示されており、その内容からしても県美術館に向けられたもので、一般に公にすることを予定していない情報であることからすれば、公にすることにより、作成者個人の人格的利益を害するおそれがあると認められた。

よって、個人からの意見書及び手紙は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、個人からの意見書及び手紙は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 諮問	2 対象行政文書		3 一部開示決定日	4 異議申立日	5 開示しないこととした部分
第1484号	文書1	A氏の出展作品の わいせつ問題について	平成27年 7月28日	平成27 年8月3 日	個人の氏名に 関する部分
	文書2	A氏の展示変更 に関する経緯			
第1486号	文書3	第16回障害者 芸術・文化祭 実行委員会 第1回幹事会 配付資料	平成27年 8月28日	平成27 年8月31 日	個人の氏名
	文書4	第16回障害者 芸術・文化祭 実行委員会 第2回幹事会 配付資料			
第1551号	文書5	市民の苦情、 要望に対する 文書(H25年 度～H26年 度) 苦情・要望に 対する記録 (H25年度 ～H26年度)	平成27年 2月3日	平成27 年2月16 日	個人の氏名 及び住所、 個人の印 影、個人に 関する説明、 個人からの 意見書及び 手紙